

長第 10080001 号  
平成27年10月16日

各指定介護老人福祉施設開設者  
各介護老人保健施設開設者  
各指定介護療養型医療施設開設者  
各養護老人ホーム施設長  
各軽費老人ホーム施設長  
各有料老人ホーム施設長  
各サービス付高齢者向け住宅開設者  
県内各市町村（介護保険担当課扱い）長

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長  
(公印省略)

マイナンバー通知の登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて

平素より、県高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、マイナンバー通知に係る居所情報の登録申請等につきましては、平成27年9月25日が申請期限となっていたところですが、総務省自治行政局住民制度課長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、別紙「登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて（通知）」に基づき、居所情報の登録申請が間に合わなかった長期入所者の方への適切な対応をお願いします。

なお、市町村におかれましては、恐れ入りますが管内の地域密着型サービスの対象事業者に対して別途周知いただきますよう併せてお願いします。

また、「居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱い」に関する問い合わせにつきましては、和歌山県庁市町村課（TEL 073-441-2192）へお願いします。

※ 本通知等につきましては、県ホームページ【きのくに介護 de ネット】の「介護サービス事業者の方々への情報（各種通知等）」（<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprove/careprovtop.htm>）に掲載しております。

長寿社会課サービス指導班

TEL：073-441-2527

FAX：073-441-2523